

会議録

会 議 名	第 4 回八王子市地域公共交通会議 第 1 回八王子市地域公共交通活性化協議会	
日 時	平成 20 年 6 月 2 日 ( 月 ) 午後 3 時 00 分 ~ 4 時 12 分	
場 所	八王子市役所 本庁舎 904 会議室	
出席者氏名	委 員	別紙
	説 明 者	田中主幹 ( 交通政策室 )
	事 務 局	交通政策室 ( 田中主幹、中村主査、三ツ木主任 ) 交通事業課 ( 鎌田課長、平井主査、坂爪主任 )
欠 席 者 氏 名	秋山委員 ( 会長 ) 山田委員 ( 市民公募 ) 稲川委員 ( 八王子市老人クラブ ) 割田委員 ( 八王子市老人クラブ ) 星野委員 ( 八王子市障害者団体 ) 橋本委員 ( 道路事業部長 )	
議 題	報告事項 ( 1 ) 夏季ダイヤ他 3 件 ( 2 ) 山間地域交通改善モデル事業 ( 小津地域 ) 平成 19 年 10 月 ~ 平成 20 年 4 月 ( 報告 ) ( 3 ) 醍醐・降宿・森久保地区 運行実証実験概要 議 事 八王子市地域公共交通会議の法定協議会への移行について 八王子市地域公共交通活性化協議会規約等について 八王子市地域公共交通活性化協議会、平成 20 年度予算について	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由	-	
傍 聴 人 の 数	0 名	
配 付 資 料 名	会議次第、構成員名簿、席次表、夏季ダイヤ他 3 件、山間地域交通改善モデル事業 ( 小津地域 ) 平成 19 年 10 月 ~ 平成 20 年 4 月、地域公共交通会議の法定化について、八王子市地域公共交通活性化協議会規約、八王子市地域公共交通活性化協議会財務規程、八王子市地域公共交通活性化協議会事務局規程、八王子市地域公共交通活性化協議会平成 20 年度予算、連携計画調査項目	

会議の内容

1. 開会

事務局（田中主幹）

定刻になりましたので、ただ今から第4回八王子市地域公共交通会議を開催します。本日の会議には会長の秋山先生がご都合により出席をされておられませんので、会長代行を副会長の鈴木文彦先生にお願いしております。それではまず初めに鈴木先生よりご挨拶をお願いしたいと思います。

2. 挨拶

鈴木副会長

秋山先生がご出席できないということで、本日は私が代行を務めさせていただきます。八王子市では「はちバス」の運行から始めまして様々な交通の政策をやってまいりました。この会議もバージョンアップしながら八王子の公共交通をいかにきちんと機能をさせ、いいものにしていくかということで議論をしてきました。交通はそれぞれの地域にあったものをつくるということも大切。それを育てて持続させていくことはもっと大切なことです。そういったフォローアップを含めて、これから今までに行ってきたことをさらに本格的に持続させていくと。そういう意味で本日の会議は1つの節目というか、ここにつなげていくための1つのポイントになるろうかと思えます。そういう意味で皆様の活発なご議論をお願いしたいと思います。

3. 出席者紹介

事務局（田中主幹）

鈴木先生ありがとうございました。続きまして出席者紹介でございますが、本日の出席者に関しましては、お手元の構成員名簿及び席次表をもって代えさせていただきます。続きまして皆様のお手元に配布しました資料の確認をお願いします。なお、今回資料5については訂正等ありますので、配布しておりません。また、会議録につきましては、八王子市ホームページに掲載しておりますので各自ご確認をお願いします。

4. 報告事項

事務局（田中主幹）

報告事項に入ります。今回、京王電鉄バス様、神奈川中央交通バス様、八王子タクシー合同営業運営委員会様、並びに「はちバス」については報告事項はありません。それでは、これより会議の進行は鈴木副会長にお願いしたいと思います。鈴木副会長よろしく申し上げます。

鈴木副会長

本日は、報告事項3件と議事ということで予定をされております。報告事項については、(1)から(3)までを報告していただいた後、ご質問等受けていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。初めに西東京バス様より報告をいただきたいと存じます。

(1) 夏季ダイヤ他3件（西東京バス株）

井上委員

1. 夏季ダイヤについては、去年は7月19日に改正していましたが、今年は学生の都合により8月1日にダイヤ改正を予定しています。期間は8月1日～8月31日まで。工学院大学、創価大学、杏林大学等、学校が夏休みに入るので、直通便を運休と減回します。

2. 京王八王子駅～サマーランド急行便の運行ということで、通常サマーランドの営業は午前9時から午後5時までなのですが、7月19日から8月31日ま

会議の内容

では夜 9 時まで営業しますので、それにあわせて急行便を運行します。急行便は 29 便増発する予定です。

3 . 旅客利用施設の利便性向上ですが、今年の 4 月 1 日のダイヤ改正時に八王子市と八王子警察の協力があり、八王子駅北口に降車場所を増設しました。今までは 2 バースしか降車場所はなかったが、新しく布屋パンの前に降車場所を 1 バース増設しました。( 2 )として八王子郵便局の下りのバス停ですが、今回のダイヤ改正でひよどり山トンネル方向のバスを増便しましたので、停留所を Wバス停化にしました。前のバス停と後ろのバス停で行き先が違います。( 3 )八王子駅北口 14 番停留所については、朝の時間帯、創価大学、杏林大学の急行便をメインとして運行しているバス停で、2 台同時乗車ができるようにさせてもらいました。

4 . 京王八王子駅～成田空港線ですが、こちらの便は空港連絡バスになりますが、1998 年からリムジンバスを東京空港交通が 1 社で単独運行していましたが、今年の 3 月 17 日より多摩バスと東京空港交通とで共同運行を始めました。今までは京王八王子駅から成田空港だけでしたが、JR 八王子駅北口からの乗り入れを始め、成田空港発の便数を増便しました。参考として運賃と発車時刻を記載しておきました。以上です。

鈴木副会長

続きまして「山間地域交通改善モデル事業(小津地域)」について事務局より報告願います。

事務局(田中主幹)

資料 4 により説明。

事業主体は小津町地域バス等運営委員会で実際には多摩バスに運行委託しています。運賃は通常のバス運行と同じです。参考に掲載してあります。路線としては、小津町～上野原経由恩方車庫間で、小型の路線バスで運行しております。平成 20 年 4 月から 1 日 3.5 往復と 0.5 往復増えました。運行経費から運賃収入を引いた額の 1/2 を運営委員会に補助しております。市からの補助金の中にはスクールバスとしての加算も含まれております。事業開始日は 19 年 10 月 1 日です。運行実績は資料をご覧ください。

前回の第 3 回地域公共交通会議で質問された内容の回答として、通学児童の下りの利用が少ないのは、児童が学童保育所に通っており、親が家用車等で迎えに行っている。もう 1 点は、大人も下りのバス利用者が少ない理由としては、送迎を行っている医院に通院している方は、帰りは医院の車を利用していると町会長から聞いております。以上です。

鈴木副会長

続きまして「醍醐・降宿・森久保地区運行実証実験概要」について事務局より報告願います。

事務局(田中主幹)

資料 5 については回収させていただきました。現在地元とタクシー事業者と調整しておりまして、近々実証実験等行っていきたくて考えております。実証実験の結果が出ましたら報告をさせていただきたいと思っております。

鈴木副会長

以上で報告は終わりました。ご質問がございましたら挙手を願います。ご発言される場合は初めにお名前をおっしゃってからお願いします。

会議の内容

井上委員

今の実証実験について、お話できるところは教えてもらいたい。

事務局（田中主幹）

内容としては週2回程度タクシーを走らせてみて、実際に乗る人がいるのかを重点的に確認をしていきたいと考えています。時間や走らせる曜日等今後詰めていきます。

井上委員

走らせる地域は八王子の西部地域か。

事務局（田中主幹）

醍醐・降宿地域に限定してモデル事業として走らせる予定です。

鈴木副会長

この醍醐・降宿 森久保地区ですが、小津地区のような地元の方に関わっていただくような形は考えていますか。

事務局（田中主幹）

やはり小津地区と同じように地元の方の協力はいただきたい。

鈴木副会長

どういう形でやるのかは決まっていますか。

事務局（田中主幹）

これから具体的に詰めていく形になります。

吉田委員

醍醐・降宿と小津地区のからみですが、小津地区は一定程度町会の方で負担をしながら路線定期運行を行っている。一方実証実験とはいえ、タクシーで市の方がかなりの部分を面倒見ながら醍醐・降宿地区をやると。やはり整合性という問題が出てくるでしょうから、醍醐・降宿と小津をどういう形でリンクさせていくのか、その辺が今後の検討事項になると思うのですが、そのあたりを注視してやっていただければなという、これは1つのコメントになります。質問としては医院の送迎車を利用されているということですが、医院からの帰りに買物をするために1回降ろして、買物が終わるまでその送迎車が待っていてまた出かけるということはあるですか。その辺について町会長は何かおっしゃっていましたか。

今泉委員

そういうことはないです。

吉田委員

先日、長野に出かけたら、鍼灸院が6台ワゴン車を持っていて、患者さんを市内のスーパーで降ろしてくれる。そのスーパーで買物をするのを待っていて自宅まで送ってくれるということがありました。そんな事例があったのでお話をさせていただきました。

今泉委員

小津の山間地域の問題を地域と話をする機会があり、今先生がお話されたように醍醐の部分と併用した形で見直しをしてほしい。地域としてはNPOを使ってという話も出ており、第3回公共交通会議での質問についてはそのとおりです。帰りは病院の車を使っているのでも先ほどの集計結果になります。小津地区につきましては、自分たちで車を使っていますので、負担については十分承知をしている。

月日が経つことによって、当初からの勢いがなくなり、お金がかかるというこ

会議の内容

とが大きな問題となっている。先ほど先生がお話をされたとおり、醍醐・降宿と共通の視点の中に入れていただけたらと思います。

事務局（田中主幹）

ご指摘のとおり上恩方と小津の連携をとりながらということについては、心がけていきたいと思っております。NPO については、後ほどの議題で説明させていただきますが、いろいろな制度がありますので、それを活用しながら、また地域にあった、地域が望む事業選択も考えていきたい。

鈴木副会長

他にご質問がなければ報告事項は終わりにして議題に入りたいと思います。まず初めに八王子市地域公共交通会議の法定協議会への移行について事務局より説明願います。

事務局（田中主幹）

資料6と資料9に基づき説明します。ただ今開催しております地域公共交通会議は道路運送法に基づき設立されました。役割としては市民、交通事業者、利用者、行政が一体となって公共交通を総合的に議論し、調整していく話し合いの場になっております。今回の移行は、公共交通の活性化及び再生に関する法律が昨年10月に施行されまして、それに基づく事業を遂行しながら公共交通の問題を解決するという事で移行を考えております。道路運送法に基づくこの地域公共交通会議の機能を持たせながら、さらに国の補助金を貰いながら公共交通の抱えている問題を解決する事業展開を図っていきたくて考えています。具体的な事業として事務局が考えているのは、資料9に掲載しております。この資料9に掲載してあるものを20年度に計画策定して、21年度から事業を行っていきたくて考えています。道路運送法に基づく地域公共交通会議の機能はそのまま持たせながら、国の補助金を貰い事業を行っていきたくて。名前が地域公共交通会議から地域公共交通活性化協議会に代わるということでご理解いただきたい。今回の移行に伴って変更される点については、資料6で説明させていただきます。2の地域公共交通会議との変更点については、会議の名称が八王子市地域公共交通会議から八王子市地域公共交通活性化協議会に変更になりました。国からの補助金は市に入るのではなく、この協議会の会長の口座に直接入金されます。会長はお金の管理等の事務が発生します。会長が多額の金額を扱うため、事務局を置く交通政策室長が会長になります。今までは会長が秋山先生でしたが、交通政策室長に変更になります。会議の進行については引き続き秋山先生に座長という立場でお願いしたいと思っております。

副会長は引き続き鈴木先生にお願いします。委員についても引き続き今いる皆さんにお願いしたいと思っております。規約についてはこの協議会が直接国からの補助金を貰い予算を組むので、財務規程を設けてます。規程の内容等は後ほど説明します。国の補助金は計画策定については10/10の補助率、事業を実施する場合は、1/2の補助率になっております。今後のスケジュールは、本日法定協議会への移行が認められれば、今月13日までに地域公共交通総合連携計画策定調査実施計画認定申請を関東運輸局に行います。交付決定後に調査実施し、連携計画を今年度中に策定したいと考えています。平成21年2月までには連携計画を策定し、2月に予定しておりますこの法定協議会の場で連携計画の承認を得たいと考えています。

中間報告として2月までに1~2回開催したいと考えています。計画を立てて21年度から連携計画に基づいた事業を国の補助金を貰いながら実施していき

会議の内容

たいと考えております。以上です。

鈴木副会長

今までやってきた地域公共交通会議は、例えばある地域のバスや乗合タクシーを始める時には議論をして皆さんの合意を得る。合意の上でそれを遂行していくということで今まで進めてきました。今回法定協議会に移行するという1つの意味は、八王子市の公共交通政策をもう少し広い意味で、今までやってきたことを含めながら皆で議論しながら、具体的に進めていこうということ。議論する範囲も広い視野で行っていくことになる。今までは交通事業者であったり、市が個別にその取り組みをすることに対して、国はそれぞれのメニューで補助するという仕組みはありましたが、これからは交通事業者も市も住民も一体となって取り組む。そのことについて国も地域にあわせた多様な取り組みに支援をしていくという考え方が出てきたものと思います。今申し上げたように様々なメニューもありますが、個別のメニューだけでなく総合的に取り組むという形にできる。それともう1つは計画から実際に実験を行い、それをフォローアップして本格実施につなげていく。そういった一連のフローをトータルで考えることができる。これも新たな仕組みになってくるのかなと思います。法定協議会と少し仕組みは変わりますが、会議そのものは今までよりも皆さんにもう少し八王子市全体のことに視野を広げていただきながら、具体的な取り組み等について、また議論していただくという形になります。その辺の違いの分かりにくさがあるかと思いますが、前に進むための一歩だと考えていただいて、少し議論していただきたいと思います。福浪さん何か補足されることはありますか。

福浪委員

今日は第4回の交通会議ですが、ご説明いただいたとおりの話ですが、交通会議は道路運送法に基づいて設置されている。道路運送法は運送事業の、バスとかタクシーの許認可の関係の法律ですが、昨年10月に新しく地域公共交通の活性化再生法という法律ができました。それに基づいて、公共交通会議で議論してきたことをまた活性化再生法の協議会へ移行して引き続き協議していくと。一番大きな違いは協議会自体への国の補助があるということです。議論の内容は引き続き今までのことを継続して議論していくのが中心になるかと思いません。

鈴木副会長

ただ今の法定協議会への移行について、ご質問あるいはご意見のある方はお願いします。

福泉委員

国から補助を貰うというのは1つの方法論としてはいいと思います。3年という期間についてもう少し説明願いたい。3年間しか補助は出さないよということなのか。それであれば途中で打ち切りという可能性があるのですか。

事務局(田中主幹)

事業についての補助は3年という形の中で、私の想像の域を出ないところもありますが、地域に密着して事業を行い自立をする。

いつまでも国が面倒をみるということではなく、それまでに地域で何とかしなさいという期限付きの話だと思っております。実証実験をして本格運行や効果があるように地域で頑張りなさいよという中で、ずっと補助金が貰えるということではありません。

福泉委員

3年以内に自立のめどをつけなさいということですか。

事務局（田中主幹）

国のどの事業を見てもこういうように何年か以内に、大体3年が多いのですが、その中で、ある程度方向性をつけなさいという形だと考えています。

吉田委員

多分こういうことだと推察するのですが、3年というのは運行費補助というのだけではなく、例えば設備とか案内表示とかにも適用するのが可能であると。運行費補助というのを前提にした補助ではなく、八王子市は不交付団体ですから例外的ですが、多くの市町村の場合、地方交付税交付金を受けているところでは、市町村の負担額の8割は交付税で面倒をみている。具体的に何に使われているかは一般財源ですから分かりませんが、そういう仕組みの中であるわけなので、今回の場合運行費補助として前提にして使ってしまうと持続可能なシステムというところから考えるとほど遠い結果になってしまう可能性があるというところですから、最初の計画の段階からある程度、ここでNPOやタクシーの活用が出てきているが、地域特性にあった交通システムをどう組み立てていくかということが今回の調査の趣旨になりますから、それをしっかり設定していかないといけないのかなと思います。

鈴木副会長

最初に私が申し上げたように、これからの公共交通は持続させていかなければいけない。これから10年後、20年後まで公共交通を地域で確保するためにはどうやったら続けられるかということを考えていかなければいけない。どうやったら続けられるかというのは、いかにコストがかからない仕組みを作っていくかということもある。あるいは、いかに効率的にやっていくかということも含まれている。そういったことを3年間の補助事業の中で構築していくという考え方が1つあると思います。もちろん事業者の方や労働組合の方はご承知のように現状公共交通が事業として成り立つ部分はそんなに多くはない。採算を完全に取れる形で持続させようと思うと大変なことになる。そのときに地域であり、行政がどういう形でそれぞれが責任を分担していくのか。あるいは負担を分担していくのか。その辺の議論を3年間の間にきちんとして、将来も続けられるような仕組みを作っていくというのが1つの目的になると思います。そういう意味でただだらといつまでも運行費補助を、運行費補助はいわば赤字を埋めるための補助ですから、ある一定の期間にその先のめどをつけるための補助金だという理解をする必要があるのではないかなと考えています。

福泉委員

理解はしますが、事業には必ず財政が伴ってきますので、財政基盤の確立をすることは重要なことだと思います。収支の問題は避けて通れない部分ですから。理想論は非常にいいのですが、実質的には収支がどうなんだと。事業を続けていくには収支の面もきちんと議論しないと持続は難しいのかなと思います。

鈴木副会長

その通りですので、今後実際に進めていく中では、どうやって収支の部分をまかなっていくのか。足りない部分は誰がどうやって負担していくのかも含めて議論していきたいと思います。

吉田委員

資料9の に対応方策の検討とというところで、公共交通の利便性向上策の検

会議の内容

討とありますが、印に公共交通マップ、運行情報提供、モビリティ・マネジメントなどありますが、これをやるということではなく、こういったメニューをできるのかどうかという検討をするということですか。

事務局（田中主幹）

ここに載せているものをすべてやるというのではなく、こういうものがありますという例示です。

吉田委員

ここに掲載されているのは、事業ということで今後やるということですか。

事務局（田中主幹）

事業としては21年度です。今後整理してやっていきたい。ただ予算のからみもありますので、ここにあげているものを全部できるかという点と難しい。

鈴木副会長

法定協議会の仕組みとか位置付けについては、だいたい理解していただけたでしょうか。他にご発言もないようですので、八王子市地域公共交通会議の法定協議会への移行については、提案どおりとするということについて、本会議において合意を得たということによろしいでしょうか。

〔異議なし〕という声あり

鈴木副会長

異議なしと認めます。よって、八王子市地域公共交通会議の法定協議会への移行については、提案どおりとするということで認めさせていただきます。

鈴木副会長

それでは、ただ今、八王子市地域公共交通会議の法定協議会への移行について合意を得ましたので、これよりこの会議を第1回八王子市地域公共交通活性化協議会ということで開催させていただきます。会議の進行については座長である秋山先生に進めていただくことになっていますが、欠席されているため引き続き私が務めさせていただきます。それでは八王子市地域公共交通活性化協議会規約、の八王子市地域公共交通活性化協議会財務規程、八王子市地域公共交通活性化協議会事務局規程の3件について事務局より説明願います。

事務局（田中主幹）

初めに八王子市地域公共交通活性化協議会規約について説明します。この規約につきまちは国から標準の規約が示されておりましたのでそれを参考にして作成しました。また、事前に国土交通省関東運輸局に内容を確認していただいております。標準型なので八王子市の実情に合うように何点か変更をしております。変更点について重点的に説明させていただきます。

第1条の目的については、5行目から、また、道路運送法の規定に基づきから必要となる事項も協議するの3行については、標準的な規約に足しております。この3行は、道路運送法に基づく地域公共交通会議の性格を持たせるためにこの文章を加えております。

これに基づいて他の条文も道路運送法に基づく協議会の必要事項を加えております。第3条においても(4)から(7)までは道路運送法の性格を持たせるために加えております。第4条は通常は会長が議事を進行しますが、秋山先生に座長という立場で議事を進行していただきますので、座長という役職を追加しております。第11条、事務局というところでは、今までの地域公共交通会議でも、相談窓口として、計画・企画に関するものは交通政策室が、地域循環バス等事業については交通事業課が担当しておりますので、事務局長と副事務局

会議の内容

長と併記してあります。第 12 条、経費の負担ということで、この事業の特徴であります国から直接補助金が協議会に入りますので、協議会の運営に要する経費は、国の補助金及びその他収入を持って充てるとあります。第 13 条、監査ということで、この協議会は直接予算を扱いますので、国の標準規程で出納監査を置きなさいということなので、構成メンバーの他に 1 名監査委員を置きます。次回の名簿から監査委員を記載します。監査委員は監査をするだけで今回のような会議には参加しません。監査委員については、八王子市の出納責任者である中村会計管理者に依頼することになっております。次に財務規程ですが、第 2 条については、協議会の予算は、国からの補助金、八王子市からの負担金及び補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とするについては、事業を実施したときに八王子市から協議会に負担金で歳入するのか、分担金で歳入するのか、事業によってやり方が違ってきますので、この 2 種類を載せております。その他の収入とは例えばバス事業者さんも何か事業をやりますよといった時に、協議会に一度お金を入れなければいけない。歳入という形でお金を動かさなくてはいけないようなことも考えられますので、その他収入として記載してあります。第 4 条、予算区分では、別表第 1、別表第 2 にありますが、区分として大・中・小とあります。通常は、役所の予算では、款・項・目という名称が使われますが、分かりやすいように大・中・小という表現を使っております。

第 7 条協議会出納委員は、事務局となっている交通政策室の職員をあてたいと思っています。引き続きまして事務局規程に移ります。協議会規約の第 11 条に事務局を置くという規約に基づき事務局規程を定めました。第 4 条に専決事項がありますが、これが皆さんが関係するところですが、事務局長及び副事務局長は次に掲げる事項を専決できる。ただし、異例または重要と認められる事項についてはこの限りではない。( 2 ) の物品の購入その他協議会の運営に必要な契約の締結に関する事とということで、物品を購入するたびにこの会議を開いて承認を得ていたのではスピードを図れません。その中で必要な契約について、20 年度でいえば連携計画を策定するのに、コンサルに委託することを考えています。契約の入札から業者の決定まで、協議会を開いて決定するのは無理な話なので事務局で手続きをとって、この協議会に報告していく形をとっていきたい。

これは連携計画だけでなく、今後バス、タクシー事業者さんが事業を行うといったときにも、契約については、市の方でも関知しますが、実際の契約方法については、今後相談はしていきますが、専決事項の形で処理していきたいと考えています。

第 5 条文章の取り扱いについても、八王子市の規程を準用するということでご理解いただきたいと思います。

第 6 条の公印の取り扱いについても形状については別表に記載しているとおり、また保管等については、八王子市の規程に基づいて行っていきたいと考えてます。

鈴木副会長

ただ今の事務局からの説明について意見、質問等ある方はお願いします。通常の協議会と一番違うところは、先ほども説明がありましたように、協議会そのものに補助金が振り込まれる。お金の扱いをしなければならないということで、財務規程等様々な規程が定められています。基本的には他の協議会の規

会議の内容

約の作り方とそれ程違いはありませんので、方針については問題がないと思います。何かわからないことがありましたら意見を出してください。

金子委員

規約は国土交通省から示されているガイドラインを基に作られたとの説明がありましたが、第3条の事業の(4)についても国土交通省のガイドラインに示されていなかったか。

事務局(田中主幹)

この(4)から(7)については、道路運送法に基づく地域公共交通会議の要綱に入っていたもので、これについてもできる。これについてこの場で協議すれば運賃の改定等が許可制ではなく、届出制になるという部分を含んでいます。

金子委員

従来道路運送法に基づいた今までの地域公共交通会議ということで、一連の手続き的なものがある意味この会議で同意が得られれば簡素化できると聞いていますが、今回の協議会についても同様に実証運行するにあたって道路運送法の手続き上の話も行っていくのですか。

事務局(田中主幹)

道路運送法に基づく地域公共交通会議の機能を持たせながらということなので、今回の協議会に移行してもその機能は引き継いでいます。

鈴木副会長

今おっしゃったような機能は、この会議でも従来どおり持ちつづけるということです。他にご発言もないようですので、八王子市地域公共交通活性化協議会規約、同財務規程、同事務局規程の3件については、提案どおりとすることについて、本会議において合意を得たということによろしいでしょうか。

〔異議なし〕という声あり

鈴木副会長

異議なしと認めます。よって八王子市地域公共交通活性化協議会規約、同財務規程、同事務局規程の3件については、提案どおりとすることで認めさせていただきます。

次に、八王子市地域公共交通活性化協議会平成20年度予算について、事務局より説明願います。

事務局(田中主幹)

資料8をご覧ください。歳入は国からの補助金ということで1千万円を予定しています。歳出は事業費として、総合連携計画策定費ということで1千万円計上しています。現在この地域公共交通活性化再生総合事業については、国への補助金要望に対して、50%以下の査定値になるという情報があります。

今回の場合1千万円要望しても5百万円しかもらえない可能性もあります。その場合は先ほど資料9の中でご説明した連携計画の検討項目を精査して、交付される補助金の範囲内で計画を策定することになる可能性が高いと考えています。これについては平成21年2月頃に行います活性化協議会の中で、会計報告として報告させていただくようになろうかと思えます。

鈴木副会長

ただ今の平成20年度予算についてご質問、ご意見はありませんか。

〔質問なし〕という声あり

鈴木副会長

ご発言もないようですので、八王子市地域公共交通活性化協議会平成20年度予

会議の内容

算について提案どおりとすることについて、本会議において合意を得たということによろしいでしょうか。

〔異議なし〕という声あり

鈴木副会長

異議なしと認めます。よって、八王子市地域公共交通活性化協議会平成20年度予算については、提案どおりとすることで認めさせていただきます。

ここまでで、提案されておりました議事はすべて終了いたしました。今後のスケジュール等については、後ほど説明はありますか。もしよろしければ今後のスケジュール等について、ご説明いただくとありがたいのですが。

事務局（田中主幹）

資料6の執行フローをご覧いただきたいと思います。左側の流れですが、平成20年6月と記載されているのは、本日付をもって法定協議会が設置されたこととなります。申請が6月13日までになっておりますので、それまでに申請します。交付決定は早ければ6月中、遅くとも7月上旬には交付決定されると聞いております。それ以降コンサルを入札で決めて、今後連携計画を策定していきます。遅くとも10月頃中間報告、場合によっては12月か1月に再度中間報告、最終的には2月の活性化協議会で承認をいただきたいと思っております。今年の例でいくと3月に21年度の予算要望、補助金要望がありますので、それに間に合わせていきたいと考えております。21年度から連携計画に基づいて、手を挙げている事業について実施していきたいと考えています。また、道路運送法に基づく地域公共交通会議については、必要な協議事項が発生した場合は、活性化協議会とは別に開催したいと考えております。

鈴木副会長

スムーズな議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。予定の時間よりだいぶ早いですが、予定されておりました議事が終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。ご協力ありがとうございました。

事務局（田中主幹）

鈴木先生ありがとうございました。それでは次第に従いまして進行します。その他について委員の皆様から何かありましたら挙手願います。ご発言もないようですので、本日合意をいただきました内容に基づき、今後連携計画を策定しますのでよろしくお願います。今後必要に応じて皆さんにお集まりいただくこととなります。少なくとも2月の活性化協議会の前には中間報告を必ず行いますので、そのときには皆さんのご協力をよろしくお願います。

それでは予定していた議事はすべて終了しました。閉会にあたり吉田先生よりお言葉を頂戴したいと思いますのでよろしくお願います。

吉田委員

長時間にわたりご議論ありがとうございました。今日をもって活性化協議会というところにステージが1つ上がったと解釈しておりますが、従来の公共交通会議の機能に2つぐらい機能が加わったのかなという気がしております。1つ目は今までも事業にありましており、はちバスははちバス、恩方は恩方、醍醐は醍醐という地域によってどういった交通手段がいいのか。その交通手段に目を向けてそれをどう活性化させていけばいいのかという個別的なアプローチが元来中心でした。もちろんそれもさることながら、一方でもう1つは、はちバスや新しい山間地域の交通というものをどういうふうに市内全体の交通の中で位置付けていけばいいのかというところをしっかりと議論しましょうということこ

<p>会議の内容</p>	<p>るが、活性化の協議会に関する1つの役割を担うことになるかと思ひます。もう1つの役割は活性化、何をもって活性化というところのまた議論があるところですが、午前中ある大学で授業をしておりまして、バスに乗ってレポートを書けという課題を出しましたら、女子学生から総スカンを食らいましてというか、1人から質問が生まして先生怖くて乗れませんと。なぜ怖くて乗れないのかと聞いたら、どこに連れて行かれるか分からないから、先生路線を指定してください。路線図もできれば次回の授業でくださいと言われてしまいました。どうもバスに乗るといのが線路がないがゆえに、一見(いちげん)さんが乗るといことについては、本来公共交通は一見(いちげん)さんがしっかり乗れるものでなければいけないのですが、線路がありませんので電車とは違ひます。そういう意味で言へば、最初の1回乗るといハードルはもしかしたらバスといのは高いのかもしれない。そういったような分かりやすさといものをどうい形で見せていくのかといところがもう一方の議論になっていくのかと思ひます。ですから、今までの公共交通会議に比へまして、皆さんに議論していただく、考へていただく内容がふえたといわけですが、引き続き、八王子の交通を良くしていくために皆様のご協力をいただければと思ひます。今日はどうもありがとうございました。</p> <p>事務局(田中主幹)</p> <p>吉田先生ありがとうございました。これで本日の会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>会議録署名人</p>	<p>平成20年7月25日 天賀谷 通忠</p>